

鹿屋体育大学動物実験小委員会要項

平成18年9月21日
学 長 裁 定

改正 平成27年10月6日
令和3年4月26日

(目的)

第1条 鹿屋体育大学動物実験規程（以下「実験規程」という。）第5条第3項の規定に基づき、鹿屋体育大学動物実験小委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 | 若干名 |
| (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 | 若干名 |
| (3) 学術情報・産学連携委員会委員の中から推薦された者 | 1名 |
| (4) その他学術情報・産学連携委員会が必要と認めた学識経験を有する者 | 若干名 |

2 委員は、学長が任命する。

(審議事項等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査し、学長に報告する。

- (1) 動物実験計画が実験規程等に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するとこ

ろによる。

(審査)

第7条 委員会は、動物実験責任者が申請した動物実験計画が、動物実験に関する法令及び実験規程に適合しているかどうか審査しなければならない。

- 2 委員は、自己の実験計画に係る審査に関与することはできない。
- 3 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- 4 動物実験計画の承認の決定は、原則として、委員全員の賛成を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査結果の通知)

第9条 委員長は、審議終了後速やかに、実験計画の審査結果を申請者に通知しなければならない。

(審査結果の報告)

第10条 委員長は、審議終了後速やかに、実験計画の審査結果を学長に報告しなければならない。

(指導・助言等)

第11条 委員会は、動物実験計画の実施結果の報告を受け、適正な動物実験の実施について、必要に応じ指導・助言等を行うものとする。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年9月21日から施行する。

附 則 (平27.10.6)

この要項は、平成27年10月6日から施行する。

附 則 (令3.4.26)

この要項は、令和3年4月26日から施行する。